

(仮称) 京田辺市新しい学校づくりプラン策定方針 概要 ～未来を担う子ども達の学びを支える学校環境を目指して～

【趣旨】

本市では、昭和40(1965)～50(1975)年代の人口急増期に多くの学校施設が整備され、現在の市立9小学校・3中学校体制が成立した。

その後半世紀近くが経過し、子どもたちの教育や学校を取り巻く状況は大きく変化していることから、多様な教育課題に十分に対応できる市立小中学校の学校環境の整備が重要となっている。

京田辺市の未来を担う子ども達が、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体等、調和のとれた力である「生きる力」を育む学校環境、すなわち安全性や快適性が確保され、障がいの有無に関わらず誰もが支障なく学校生活を送れる学校施設、1人1台端末などICTを活用した授業に対応できる教室、そして児童生徒が切磋琢磨し、社会性を身に付けることのできる学校規模等を整えていくことが必要である。

「京田辺市新しい学校づくりプラン」は、このような要請に応え、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するために策定するものである。

【計画期間と策定スケジュール】

・計画期間は20年間（前期：R8～R17・後期：R18～R27）

※児童生徒数の偏在解消に向けた対策の答申に係る取組期間と同じ

・学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的な方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」の改定と併せて策定

令和6年 4月 総合教育会議（プラン策定方針案協議）

　　経営会議（プラン策定方針案協議）

　　教育委員会（プラン策定方針決定）

5月 プラン策定方針公表

令和8年 4月 プラン策定

　　学校施設長寿命化計画改定

【新しい学校づくりプランに定める事項】

時代や社会の変化に対応しながら、一人一人の可能性を最大限引き出す「個別最適な学び」「協働的な学び」を実現する京田辺市の新しい学校づくりを進めるため、以下の事項を定める。

(1) 学校規模・学校配置の適正化

子ども達の成長・発達過程において、適切な集団の中で生活することが主体性や社会性を身に付ける上で非常に重要であり、学校教育は一定規模の集団で行うことが望ましいと考えられる。

学校間の児童生徒数のアンバランスが顕在化し、今後更なる少子化の進展も見込まれる中、学校の地域コミュニティにおける役割や小規模校の良さにも配慮しながら、将来にわたって一定規模を確保できる学校配置が求められることから、学校規模・学校配置の適正化に係る計画を定める。

→令和6年度の京田辺市学校教育審議会の答申「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について」を受けて、京田辺市教育委員会において対策の決定を行った後、プランにおいて具体化する。

(2) 新しい時代の学びを支える学習環境の整備

これまでの学校施設は、児童生徒の急増期における量的確保の観点から、廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置した片廊下一文字型の画一的な教室配置となっている。

1人1台端末環境のもと、学級単位で一斉に黒板を向いて授業を受けるだけでなく、個別学習やグループ学習を行うなど学びのスタイルの多様化が求められることから、教室そのものも含めた学習環境の整備に係る基本的な考え方を定める。

→今後、京田辺市学校教育審議会に諮問する予定であり、令和7年中に答申をいただき、京田辺市教育委員会において対策の決定を行った後、プランにおいて具体化する。

(3) 学校付属施設のあり方

令和6年度(2024)から全ての小学校で水泳授業の民間委託がスタートとともに、中学校給食がセンター方式で実現した。

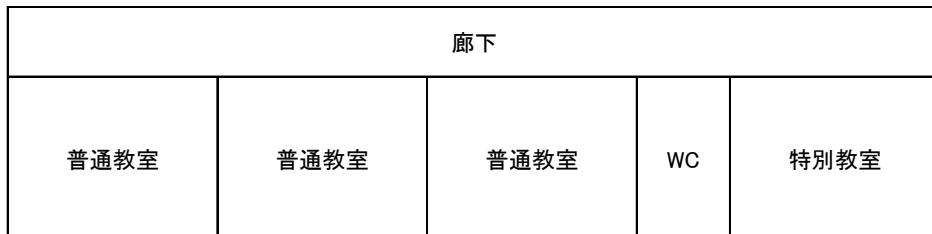
今後、プール敷地の有効活用とあわせて、老朽化対策やドライシステムの導入が課題となっている小学校給食室の整備等を進めていく必要があることから、児童生徒の教育環境の向上を図りつつ、長期的な更新・維持管理に係るLCCの縮減や公共施設マネジメントの視点も踏まえて、学校付属施設のあり方に関する基本的な考え方を定める。

→これまでの検討結果や報告書等に基づき、府内において検討を行い、プランに反映する。

○ICT教育の環境整備

- ・国的新学習指導要領やG I G Aスクール構想に基づき、大型掲示装置の配備や1人1台端末の導入が進んだ。
- ・しかしながら、机・教室のサイズや画一的な教室配置、移動のためだけの廊下など学習空間は従来のままとなっている。

【これまでの学校イメージ】



○多様な児童生徒への対応

- ・特別支援学級に在籍又は通級指導を受ける児童生徒数は年々増加している。
- ・インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備として、学校施設のバリアフリー化等を一層進めていく必要がある。
- ・また、令和3年(2021)に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケアが必要な児童生徒に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。

○不登校問題

- ・不登校児童生徒数は、本市を含めて全国的に増加傾向にある。
- ・不登校の理由は様々ですが、小学校から中学校への進学に際しての生活環境や学習環境の大きな変化に十分に適応できない、所謂「中1ギャップ」が大きな要因として挙げられている。
- ・不登校児童生徒に対しては、一人一人に応じた対応を行うとともに、臨床心理士の学校への派遣、スクールカウンセラーの配置により、不登校の未然防止・早期対応に努めている。
- ・令和5年(2023)8月には、不登校児童生徒の居場所づくりとして開設している教育支援教室の機能を拡充した「教育支援センター」を京田辺市商工会館内に開設したところである。